

(様式第16号)

公 告

このたび、農地中間管理機構関連農地整備事業柳新田地区の計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定に基づき、この旨を公告するとともに、変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供します。

なお、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法は下記のとおりですので、意見のある方は同条第9項の規定に基づき意見書を提出してください。

令和8年7月29日

長崎県知事 平田 研
(公 印 省 略)

記

1. 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画変更概要書
農地中間管理機構関連農地整備事業柳新田地区（区画整理工種）
2. 縦覧の期間
令和8年7月29日から令和8年8月18日まで
3. 縦覧の場所
平 日：諫早市役所 農林水産部 農地保全課
土日祝日：諫早市役所 本館1階 管理室
4. 意見書の提出方法等
 - (1) 提出先
 - ① 郵便 〒854-0071
長崎県諫早市永昌東町25-8
県央振興局農林部用地管理課
 - ② ファクシミリ (0957) 24-5324
 - ③ 電子メール s34430@pref.nagasaki.lg.jp
 - (2) 提出期限
令和8年8月18日まで
 - (3) 提出上の注意
 - ①意見書の様式は自由ですが、必ず住所氏名を記載してください。
 - ②意見書内容及び住所氏名等は、公表させていただく場合があります。
 - ③電話でのご意見はお受けできません。